

規制の事前評価書

法令案の名称：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

規制の名称：飲食料品等の取引に関する判断基準制度の導入等

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ及び食品流通課

評価実施時期：令和7年1月～3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

食品等の持続的な供給の実現に向けて飲食料品等（※¹）の取引の適正化のための措置を強化するため、飲食料品等事業者等（※²）同士の取引に当たり、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること等を努力義務とし、農林水産大臣による当該努力義務の判断の基準となるべき事項の策定、当該事項に関する指導及び助言、勧告等の措置を講じ、併せて、当該費用に関して参照すべき指標の作成、卸売市場における当該指標の公表等の措置を講ずる。

※¹「飲食料品等」とは、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）における「食品等」（①飲食料品（法第2条第1項第1号）②花きその他農林水産省令で定める農林水産物（①を除く。）③農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（①を除く。）であって、農林水産省令で定めるもの）のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林水産物又は農林水産物を原料又は材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいう（ただし、医薬品、医薬部外品化粧品及び再生医療等製品に該当するものを除く。）。

※²「飲食料品等事業者等」とは、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者をいう。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

【背景】

20年にわたるデフレにより、国内の農産物・食品価格はほとんど上昇しないまま推移している。消費者も低価格な食料を求めるようになる中で、安売り競争が常態化し、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることが敬遠する意識が醸成・固定化された。2008年や2021年に農産物や生産資材の価格が急騰した際にも製品価格に反映できず、事業継続にも関わる事態が生じている（食料・農業・農村政策審議会答申（令和5年9月）抜粋）。

こうした状況も踏まえ、令和6年には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号。以下「基本法」という。）を改正し、関連規定の見直しとして、

① 食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手で

きる状態」(基本法第2条第1項)と定義し、

- ② その上で、「食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム(中略)の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。」(同条第5項)とした。
- ③ 併せて、食料安全保障の確保に関する基本的な施策として、「国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進」(同法第23条)等の施策を講ずる旨が規定された。

【課題とその原因】

飲食料品等については、品質が低下しやすい、生活必需品であり日常売買される性質から、消費者の値頃感を踏まえて価格設定されやすい等の性質により、取引に当たり、費用が認識されていないという課題があり、こうした飲食料品等に固有の課題を放置すれば、

- ・ 飲食料品等の持続的な供給に要する費用が賄われず、飲食料品等の持続的な供給の実現に支障が生じかねないこと
 - ・ 飲食料品等の持続的な供給に資する方向への商慣習の見直しも十分進まないこととなり、社会的要請を踏まえた飲食料品等の供給の持続性の確保に支障が生じ得ること
- から、対応が必要な状況となっている。

＜必要となる規制新設の内容＞

(1) 法の改正

飲食料品等の取引条件の協議における実質的な議論の実施のため、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること等を努力義務とした上で、以下①～④の措置を講ずる。

① 判断基準

農林水産大臣は、省令で、飲食料品等事業者等に係る努力義務で規定された措置に関し、その具体的な行動規範として、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

② 指導・助言

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等に対し、努力義務の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、①の判断基準を勘案して必要な指導及び助言をすることができる。

③ 勧告・公表

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の努力義務の実施状況が、①の判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。農林水産大臣は、勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

④ 報告徴収・立入検査

農林水産大臣は、勧告に必要な限度で、飲食料品等事業者等に対し、努力義務の実施状況に関する報告徴収、又はその事務所、工場、事業場又は倉庫への立入り、設備、帳簿、書類その他の物件の検査ができる。

〔なお、農林水産大臣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）の公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会への事実の通知を行う。〕

（２）卸売市場法の改正

国内の食品流通において重要な役割を果たす中央卸売市場等において、（１）により飲食料品等事業者等に課される協議等の努力義務の実施に資するよう、中央卸売市場等の開設者は、飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標等を公表するものとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

✓検討した □検討しなかった

飲食料品等事業者等間の取引に当たり、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること等を努力義務として課すのではなく、供給に要する費用の変動に応じて、取引価格を自動で改定する契約方式の導入等について、法律上の規定を設けることも考え得るところであるが、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する協議会（当該協議会の詳細は「5 利害関係者からの意見聴取」参照）において、「価格決定は、個々の市場参加者が行うものなので、規制的な措置の導入には相当慎重に議論をしていくべき。」「（価格が自動的に改定されれば、）需給も考慮されていないといった案とも考えられる。」などの意見が出たところ。

農産物の価格形成は、食料・農業・農村基本法第 39 条に基本的な考え方が示されているとおり、需給事情と品質評価を適切に反映することが基本であり、本制度においても、最終的な取引価格及び条件は当事者間の交渉で決まるという基本は維持する。その上で、飲食料品等事業者等に努力義務を課し、その具体的な行動規範として、農林水産大臣が判断基準を示し、飲食料品等事業者等の行動変容を緩やかに促すことが妥当と考えられる。また、卸売市場における飲食料品等事業者等間の取引について、卸売市場法上で供給に要する費用の考慮を義務付けることも検討したが、同様の理由で、他の取引と同じ努力義務が課されることとして、その実施に資する事項を開設者が公表することで行動変容を促すことが妥当と考えられる。

＜その他非規制手段の検討状況＞

□非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

□非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

✓非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

□非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

課題の解決に向け、現行の法第 28 条に基づき現在も行っている取引適正化に関するガイドラインの策定や、事業者団体に対する協力要請等の取組を一層強化することが考えられる。しかしながら、指導及び助言の範疇での取組の要請では、事業者が必ずしもガイドラインを遵守するとは限らず、また、事業者の自主的な取組に任せるとその効果が限定的になるおそれがあるため、規制手段の採用が妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

飲食料品等の取引に関する判断基準制度を導入することにより、飲食料品等事業者等による取引条件の誠実協議等を通じて、持続的な供給に要する費用の考慮及び飲食料品等の供給の持続性の観点から望ましい商慣習の形成（例えば、商慣習の見直しによる納品期限の延長等が想定される。）に向けた取組の提案が行われることが当該飲食料品等の業界全体で推進され、飲食料品等の持続的な供給の確保が期待できる。

なお、効果の定量的な把握手法については、現在、策定を進めている新たな「食料・農業・農村基本計画」等も踏まえ、施行後 5 年を目途に行うこととしている事後評価までに検討する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

農林水産大臣による努力義務の実施状況に関する報告徴収・立入検査を行う場合、飲食料品等事業者等においては、取組状況の説明や関連する書類の提供等の対応が発生すると思われるが、これらは大きな負担にはならず、飲食料品等事業者等に遵守費用は実質的に発生しないと考えられる。

また、今回の改正により、中央卸売市場等の開設者には、費用に関して参照すべき指標等の公表が義務付けられるが、現在でも日ごとに公表が義務付けられている事項がある中で、既存資料である当該指標等を公表することは実質的にはほぼ負担にならず、開設者に遵守費用は発生しないと考えられる。

<行政費用>

農林水産大臣による指導や助言等の実施に向けた、執行体制整備の一環として、以下の内容で令和 7 年度の機構・定員が措置される見込み（ポストの名称は仮称）。

【本省】

食料システム連携基盤強化室長（行（一） 7 級） 408, 300 円

課長補佐（適正取引指導班担当）（行（一） 5 級） 321, 300 円

適正取引指導班指導係長（行（一） 3 級） 265, 300 円

【地方支分部局（7 部局× 2 名）及び北海道農政事務所（1 事務所× 2 名）】

課長補佐（適正取引指導）（行（一） 4 級） 298, 800 円

業務推進専門官（行（一） 4 級） 298, 800 円

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

✓意見聴取した □意見聴取しなかった

＜関連する会合の名称、開催日＞

令和5年8月に、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する「適正な価格形成に関する協議会」を立ち上げ、協議会の下に、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆のWGをそれぞれ設置し、以下のとおり各会合を開催してきているところ。

【令和5年】

協議会：8月29日、10月11日、12月27日

飲用牛乳WG：10月20日、11月17日、豆腐・納豆WG：10月30日、11月28日

【令和6年】

協議会：4月5日、8月2日、10月24日

飲用牛乳WG：3月15日、豆腐・納豆WG：2月9日

米WG：11月5日、野菜WG：11月6日

【令和7年】

米WG：2月4日、野菜WG：2月7日

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

これまでの協議会等における議論において、取引の実情等に関し、主に以下のような御意見をいただいているところであり、特に判断基準の内容が、今後調整を要する論点と考えられる。

- ・ 採算を度外視した価格設定が継続してなされる場合や、生産・製造コストにかかわらずそれ以外の要素（消費への影響等）で納入価格が決定される場合があり、価格決定において納入価格が低く抑えられやすい
- ・ 原材料費や製造コストが上がっても、価格交渉を機動的に行うことができない
- ・ 取引上の立場が弱い側が取引条件として一方的に負担を強いられる

＜関連する会合の議事録の公表＞

会合に関する議事録（資料含む。）は、農林水産省 HP において全て公表している。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kakaku_keisei/imdex.html

6 事後評価の実施時期

附則の検討条項（施行後5年を目途）を踏まえ事後評価を実施予定。